

# 関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
45	農用地利用配分計画・農用地利用集積等促進計画に係る都道府県知事の認可に係る事務負担の軽減	農林水産省	1
63	国庫補助事業申請等に係る個別施設計画の策定及び変更義務の廃止	総務省	6
65	交付金に係る施設整備計画について他の計画と代替可能とすること	文部科学省	7
62	市町村における学校教育情報化推進計画の廃止及び計画策定を財政措置の前提条件としないこと	文部科学省	8
34	地方スポーツ推進計画の廃止	文部科学省	13
30	日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針の廃止	文部科学省	16
17	会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給可能とする見直し	総務省	24
1	登記所から都道府県に直接通知される登記情報への固定資産評価額及び建築年月日情報の追加	総務省	26

# 農用地利用配分計画に係る添付書類の 省略等について

令和4年10月13日

農林水産省

# 利用権の再設定時における添付書類の省略（農用地利用配分計画）

- 平成30年7月に省令を改正し、現行の農用地利用配分計画でも、賃借権の再設定時には、新規設定時に必要な書類は添付不要としているところ
- この旨を農地バンク及び都道府県知事に周知徹底するとともに、既に添付書類の省略を行っている農地バンク、府県の事例を横展開する考え

## 再設定時に不要となる添付書類

### 【 省令第12条第3項 】

前項の規定にかかわらず、農地バンクは、次に掲げる場合には配分計画にその旨を記載して書類の添付を省略することができる

- 1 現に農地バンクから賃借権の設定等を受けている者に当該権利に係る農用地等について再度賃借権の設定等を行おうとする場合

#### 省略できる書類

- 受け手が現に使用、収益等している農用地等の利用の状況
- 耕作に必要な機械の所有の状況
- 耕作の事業に必要な農作業への従事状況 等

## 再設定時に添付書類を省略している農地バンクの事例

- 賃借権の再設定となる案件をシステムでリスト化  
(栃木県、埼玉県、岡山県、広島県、長崎県)
- 農用地利用配分計画の備考欄等に賃借権の再設定であることを表示  
(大阪府、岡山県、長崎県、熊本県)

上記の府県は、  
再設定時に添付書類を求めている

# 利用権の新規設定時における添付書類の省略（農用地利用集積等促進計画）

- 制度改正後の農用地利用集積等促進計画に係る添付書類については、省令を改正し、**地域計画に位置づけられた者へ賃借権等を新たに設定**する場合も**添付書類を省略**する予定（現在、省令のパブリックコメントを実施中）

## 現行（農用地利用配分計画）

- 農地バンクは配分計画の認可を受けようとするときは**利用状況等を記載した書類**を添付して、**都道府県知事に提出**しなければならない。（省令第12条第2項第1号）

### 添付書類

- 受け手が現に使用収益等している農用地等の利用の状況
- 耕作に必要な機械の所有の状況
- 受け手が個人である場合、耕作の事業に必要な農作業への従事状況 等

※ 再設定時は上記の書類は添付不要

## 改正後（農用地利用集積等促進計画）

- 地域計画(目標地図)に位置付けられた者が**賃借権等の設定**を受ける場合

新規設定時であっても、左記の**添付書類は不要**

## 農用地利用集積等促進計画の認可権限の移譲（市町村の事務）

- 都道府県知事が農用地利用集積等促進計画を認可する場合、地域計画（目標地図）との適合性を確認するほか、必要に応じて市町村や農業委員会への意見聴取を実施
- 一方、市町村長が認可する場合、市町村が地域計画の作成主体であるため、地域計画（目標地図）との適合性の確認は不要。また、市町村への意見聴取が不要となるほか、農業委員会への意見聴取を迅速に行うことが可能

### 〔計画の認可手続〕

#### 都道府県知事の場合

- ① 都道府県知事が、市町村の作成する地域計画（目標地図）との適合性を確認
- ② 認可要件の確認に当たり、必要に応じて市町村・農業委員会への意見聴取を実施

#### 市町村長の場合

- ① 市町村は、地域計画の作成主体であり、確認は不要
- ② 認可主体が市町村となるため、市町村への意見聴取は不要  
市町村と農業委員会は同一の庁舎・敷地内に立地しており、農業委員会への意見聴取を迅速に行うことが可能



## 農用地利用集積等促進計画の認可権限の移譲（基本的な考え）

- 都道府県から市町村への**認可権限の移譲**については、都道府県において事務量の増加に対応できること等のメリットがあることから、国としては都道府県条例の改正のひな形を示すことで権限移譲の取組を後押しする考え。
- いずれにしても、**都道府県と市町村が協議し、双方の合意の下、都道府県において条例改正**が行われるものと認識。

### 地方自治法

（条例による事務処理の特例）

5 第252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

※ 条例により、市町村に権限移譲されている都道府県知事の権限（農地関係）の例

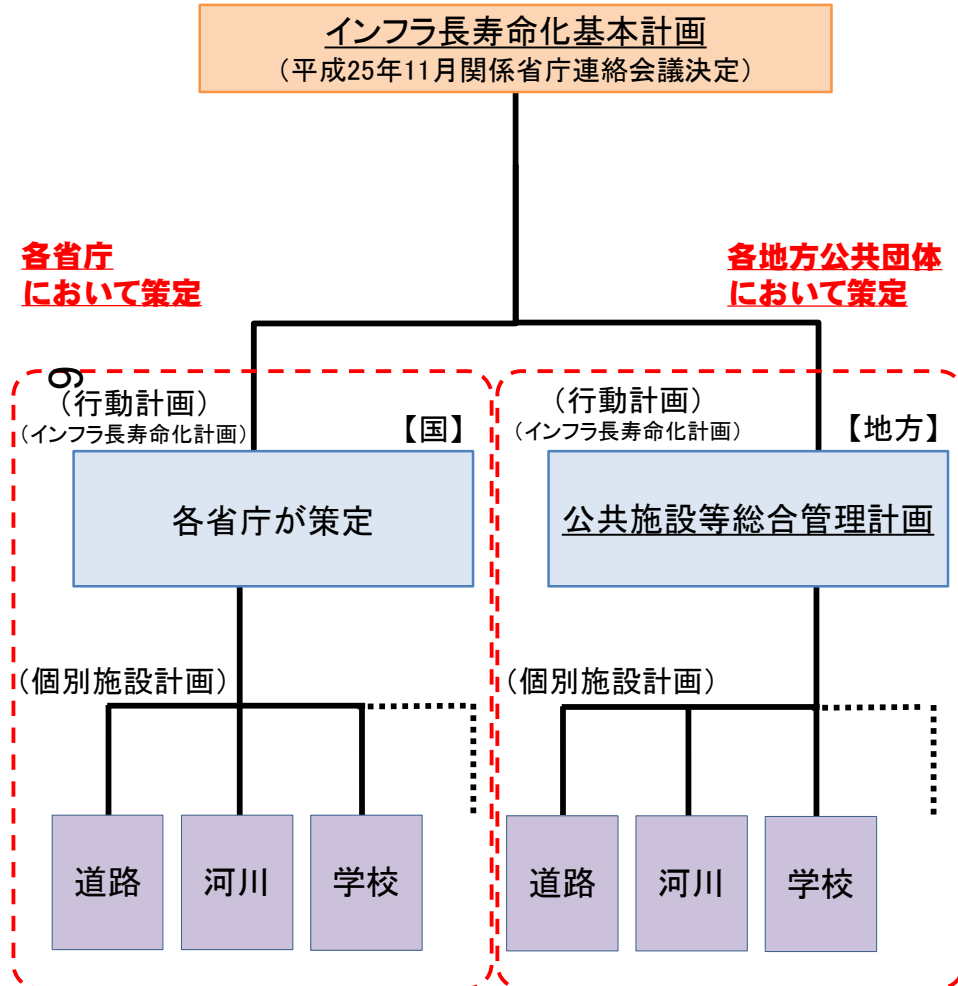
○ 農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による農地の転用の許可権限

○ 農地法第18条第1項の規定による農地の賃貸借の解除等の許可

等

# 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の位置付けについて

## 【インフラ長寿命化計画の体系】



## インフラ長寿命化基本計画における位置付け(本文抜粋)

### ＜IV. インフラ長寿命化計画等の策定＞

国や地方公共団体の各機関(以下「各インフラを管理・所管する者」という。)は、本基本計画に基づき、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、「インフラ長寿命化計画(以下「行動計画」という。)」を策定する。

さらに、各インフラの管理者は、行動計画に基づき、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として、「個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)」を策定する。

## 公共施設等総合管理計画

総務省所管

### ＜公共施設等総合管理計画の内容＞

インフラ長寿命化基本計画に基づき、地方公共団体がインフラの中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みや維持管理・更新、長寿命化、統廃合の公共施設等の管理に関する基本的な考え方を定めるもの。

## 個別施設計画

各施設所管省庁所管

### ＜個別施設計画(地方公共団体策定分)の内容＞

公共施設等総合管理計画に基づき、地方公共団体が個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策(※)の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期、対策費用を定めるもの。

※ 維持管理・更新等に係る対策

次回の点検、修繕・更新、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等

## 施設整備計画の記載項目（今後の検討の方向性）

1. 施設整備計画の名称

2. 計画期間

3. 施設整備計画の目標

(1) 老朽化対策を図る整備

⇒ 個別施設計画の記載内容を引用可能

(記載例) 個別施設計画●ページ参照

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

(3) ~ (5) 略

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

⇒ 自由記載項目化

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		校
中学校		校
義務教育学校		校
中等教育学校(前期課程)		校
特別支援学校(小学部及び中学部)		校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		園
幼保連携型認定こども園		園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		校
教員及び職員のための住宅		戸
学校給食施設	単独校調理場	箇所
	共同調理場	箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	箇所
	学校武道場	箇所
	社会体育施設	箇所

学校施設の個別施設計画には通常記載無し

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画		
国土強靱化地域計画		

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

6. 施設整備計画の目標を達成するために必要な改築等事業に関する事項